

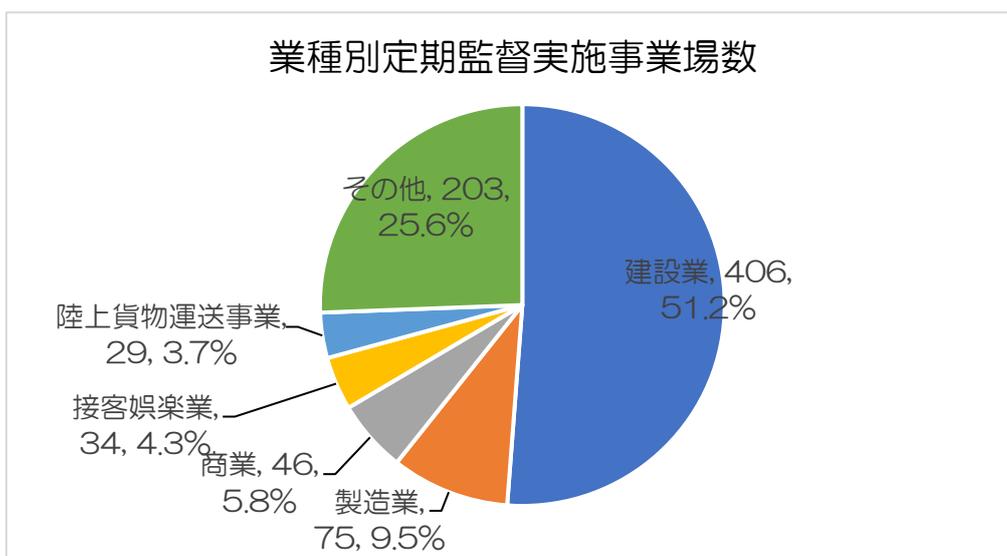
神奈川県労働局では、死亡災害の多発を受け、令和7年6月及び7月を監督強化期間とし、管内12署で重点的に臨検監督を実施したので、その結果を取りまとめました。

### 1 重点監督種別

- 定期監督（年間業務計画に基づき実施）
- 災害時監督（労災事故が発生したことを端緒として実施）

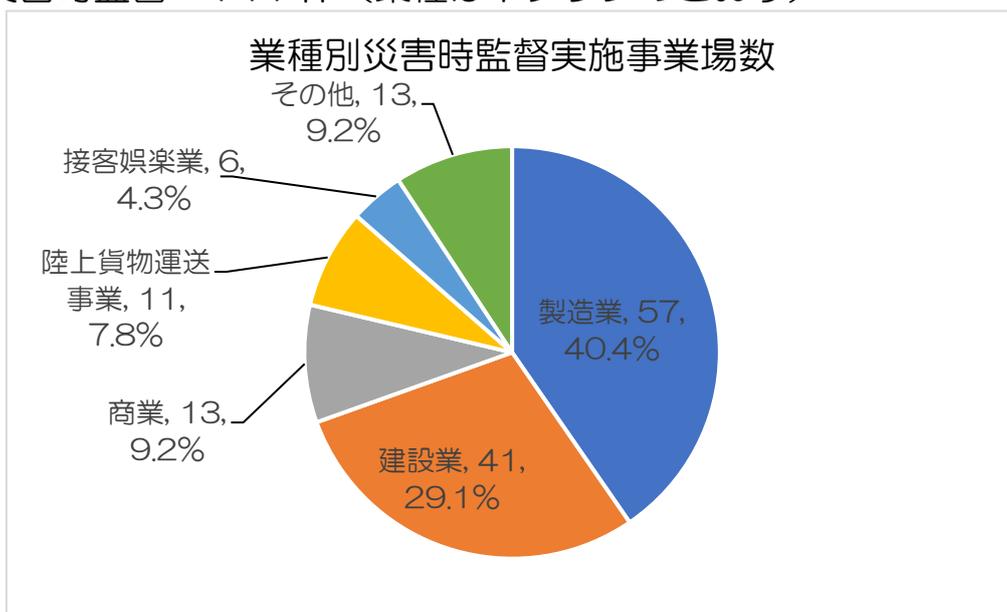
### 2 監督実施件数

- 定期監督 793件（業種は下グラフのとおり）



年間計画上最も多く計上されている建設業（現場）が過半数を占めた。

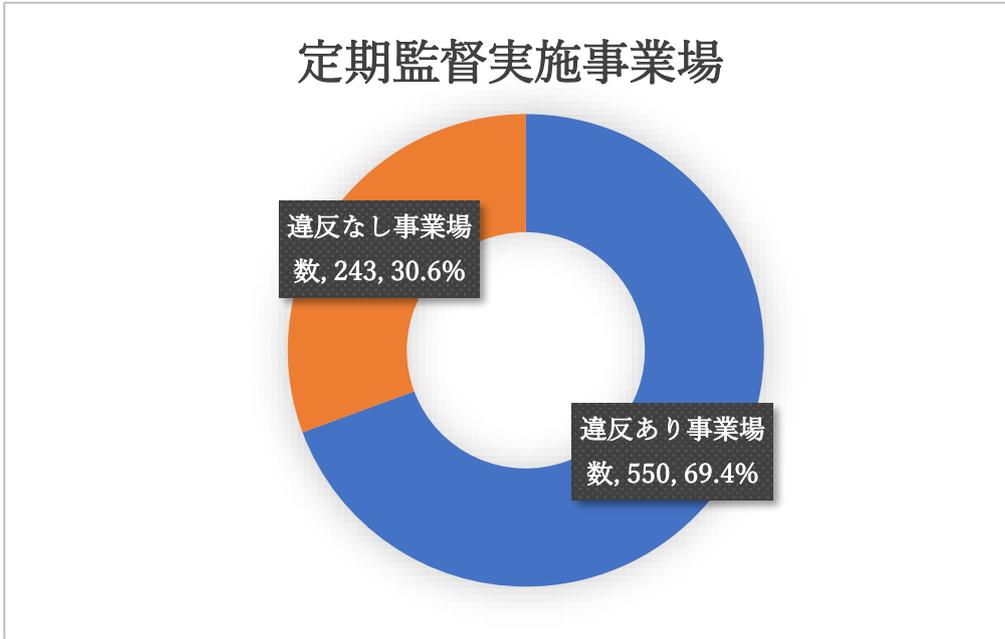
- 災害時監督 141件（業種は下グラフのとおり）



災害発生が多い製造業、建設業が多数を占めた。

### 3 監督実施結果

労働安全衛生関係法令（労働安全衛生法、じん肺法など）でなんらかの違反があった事業場数及び割合



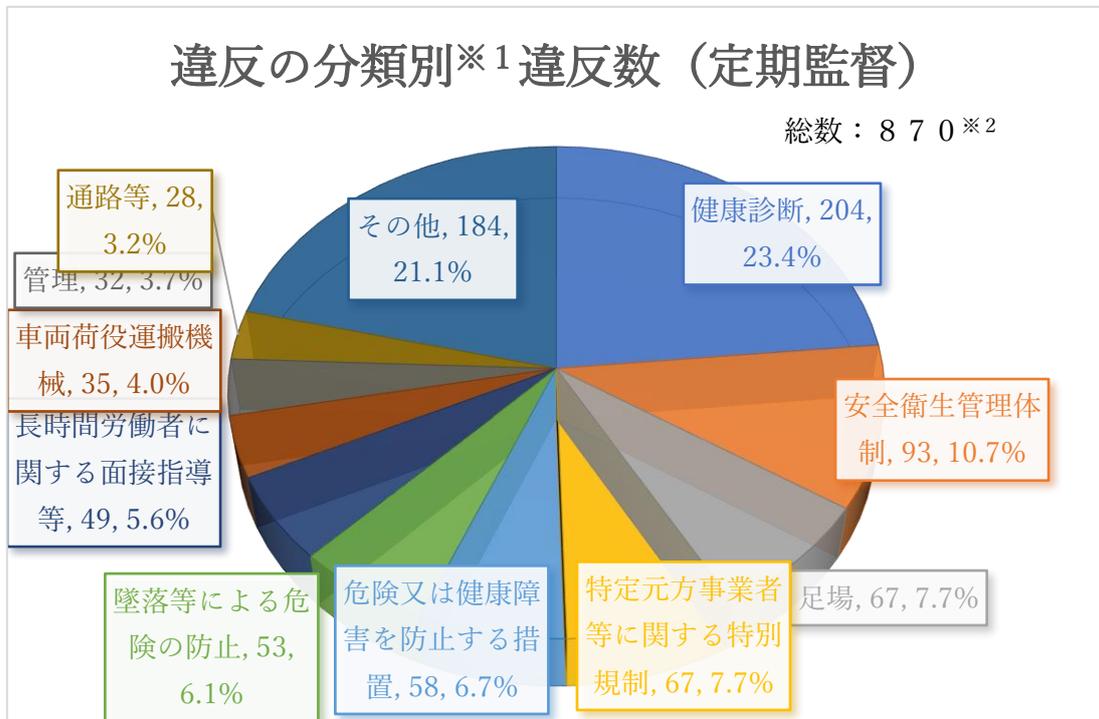
定期監督実施事業場のうち 69.4% の事業場で、労働安全衛生関係法令の違反が認められた。



災害時監督実施事業場においては、83.0% の事業場で労働安全衛生法令の違反が認められた。

## 4 違反の内訳

### (1) 定期監督



※1 労働安全衛生規則等の各章ごとの違反件数（災害時監督も同様）

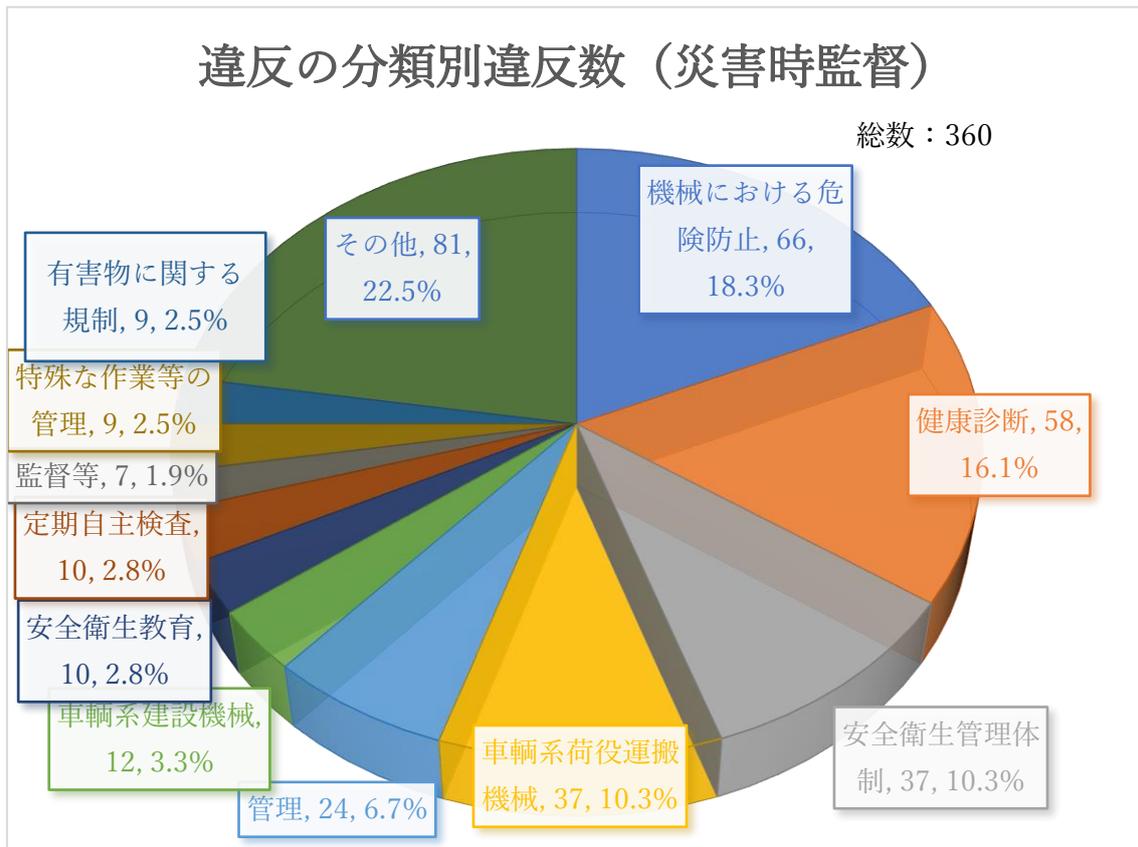
※2 事業場に複数の違反が認められる場合があるので、監督実施事業場と違反数は一致しない

定期監督においては、死亡災害に直結しかねない建設現場における足場に関する違反が67件（7.7%）、危険や健康障害を防止する措置が58件（6.7%）、墜落等による危険の防止が53件（6.1%）認められた。また、令和7年6月施行の熱中症の予防義務についても18件の違反が認められた。また、健康診断や安全衛生管理体制に関する違反も多く認められた。主な条文別では以下のとおり。

条文別	件数
安衛則第519条第1項 墜落危険場所の囲い、覆い、手すり等の設置	34
安衛則第563条 作業床（足場）	37
安衛則第655条第1項_足場についての措置（元方規制）	32
安衛則第653条第1項_物品揚卸口等についての措置	18
安衛法第29条第1項_元方事業者の講ずべき措置等	58
安衛則第12条安全衛生推進者等	33
安衛則第612条の2_熱中症のおそれのある作業	18
安衛則第44条第1項_定期健康診断	28

安衛則第 51 条_健康診断結果の記録の作成	20
安衛則第 52 条の 7 の 3 労働時間の客観的な方法による把握	39
安衛則第 51 条の 2 第 1 項_健康診断の結果についての医師等からの意見聴取	119
その他	434

## (2) 災害時監督



災害時監督においては、労働災害に直結していると思われる機械における危険防止が 66 件（18.3%）と最も多く、その中でも機械の掃除等の場合の運転停止等に係る違反が 20 件、刃部の掃除等の場合の運転停止に係る違反が 8 件、プレス等による危険の防止が 8 件認められた。また、車両系荷役運搬機械（フォークリフト等）に関する違反も 37 件（10.3%）と多く認められた。その他、定期監督同様健康診断、安全衛生管理体制に関する法違反も認められた。主な条文別では以下のとおり。

条文別	件数
安衛則第 107 条第 1 項_掃除等の場合の運転停止等	20
安衛則第 12 条の 5 第 1 項_化学物質管理者の選任等	10
安衛則第 108 条刃部のそうじ等の場合の運転停止	8
安衛則第 131 条プレス等による危険の防止	8
安衛則第 134 条 プレスの定期自主検査	7
安衛法第 29 条第 1 項_元方事業者の講ずべき措置等	7
安衛則第 151 条の 3 第 1 項_作業計画（車両系荷役運搬機械）	7
安衛則第 52 条の 7 の 3 労働時間の客観的な方法による把握	7
特化則第 38 条の 21 アーク溶接作業等に係る措置	7
安衛則第 34 条の 2 の 7（化学物質のリスクアセスメント）	7
その他	272